

# 戸籍の全部事項証明書等郵送請求用紙

長あて

年 月 日

<b>請 求 者</b>	住所	〒		
	フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦
	氏名			年 月 日
	電話番号 (日中必ず連絡のつくところ)	(自宅・勤務先)	-	-
		(携帯)	-	-
	筆頭者との関係	本人・配偶者・子・父・母・その他( )		
<b>本籍</b>				
筆頭者氏名(亡くなくても変わりません)				
必要な人の氏名 (個人事項証明・後見等の証明・独身証明の請求時は必須)				
<b>必 要 な も の</b>		全部事項証明書 (謄本)	個人事項証明書 (抄本)	宇治市の手数料
	戸籍	通	通	1通 450円
	除籍	通	通	1通 750円
	原戸籍	通	通	1通 750円
	附票	通	通	1通 300円
		必要な住所 ( )		
	本籍・筆頭者の表示 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
	ありの場合は、その理由 ( )			
	後見等の証明書	通	1通 300円	
	独身証明書	通	1通 300円	
	その他( )	通		
<b>申 請 理 由</b>	提出先			
	使用目的			
	相続の場合 (必要なものを選択)	<input type="checkbox"/> 出生から死亡まで (どなたの: ) 各( )通 <input type="checkbox"/> 死亡が確認できる戸籍 (どなたの: ) ( )通 <input type="checkbox"/> その他( ) ( )通		
<b>特記事項(最近戸籍の届出をされた方は記入してください)</b> <b>【いつ届出されましたか】</b> 令和 年 月 日 <b>【どこへ届出されましたか】</b> 市(区・町・村) <b>【届出の種類】</b> 婚姻・出生・転籍・死亡・離婚・その他( )				
<b>備 考 欄</b>				

# 戸籍全部(個人)事項証明等の郵送請求について

## ●請求に必要なもの ①～④を同封し郵送してください

### ①請求書

電話番号は日中連絡がつく番号をご記入ください。申請の内容について連絡することがあります。連絡がつかないと証明の発送が遅れますのでご注意ください。  
本籍・筆頭者を必ず記載してください。空欄で申請された場合は交付できなくなります。

### ②手数料

郵便局で手数料分の定額小為替を購入いただき、同封してください。  
発行日から6ヶ月以内(宇治市役所到着時点)のものを送付してください。  
切手・現金での取り扱いはありません。  
手数料は市区町村によって異なりますので必ず申請先に確認の上、準備してください。  
定額小為替には何も記入しないでください。

宇治市の手数料		
戸籍の全部(個人)事項証明書	一通につき	450円
除かれた戸籍の全部(個人)事項証明書(または除籍謄(抄)本) および原戸籍謄(抄)本	一通につき	750円
戸籍附票の写し	一通につき	300円
後見等の証明・独身証明書	一通につき	300円
※後見等の証明・・・以下の内容を示す証明書です		
①禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない		
②後見の登記の通知を受けていない		
③破産宣告の通知を受けていない		

### ③請求者の本人確認書類(写し)

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証(いずれも有効なものに限る)などのコピーを同封してください。  
※旅券(パスポート)は、郵送請求の場合は本人確認書類となりません。

### ④返信用封筒

請求者の住所・氏名を記載し、切手も貼った状態のものを同封してください。  
あまりに小さいサイズの封筒ですと証明の封入が困難となります。  
A4サイズの紙が複数枚入るサイズの封筒を同封していただきますようお願いいたします。  
切手代が不足する場合は「不足料金受取人払い」で返送いたします。  
**なお、返送先は、請求者の住民登録地に限ります。**

## ●注意

1. 請求者と戸籍に記載されている人の関係が確認できなかった場合、関係を確認することができる戸籍等の添付を求める場合があります。
2. 後見等の証明・独身証明書の申請は本人のみが申請できます。それ以外の方は委任状が必要です。

### 送付先・問い合わせ先

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地  
宇治市役所市民課 郵送担当  
電話番号 (0774)-22-3141(代表) 内線2208